

(お知らせ)

令和 7 年 5 月 15 日  
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 4 1 5 2 呉第六突堤の庁舎等の設置に係る  
施設整備計画についてほか4件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

## 日米合同委員会合意事案概要

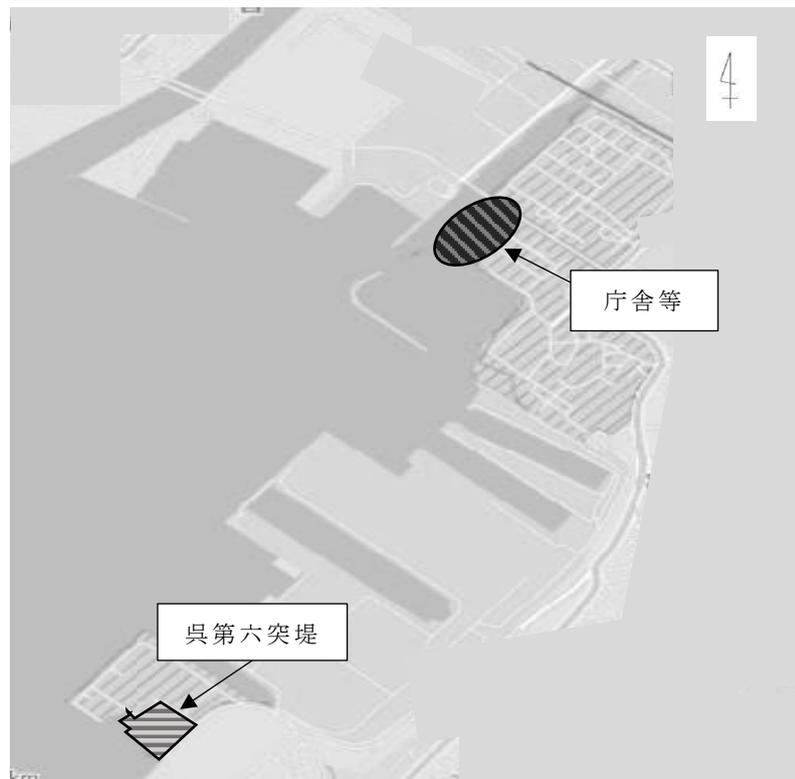
件名	F A C 4 1 5 2 呉第六突堤の庁舎等の設置に係る施設整備計画について
承認年月日	令和7年5月15日
施設・区域名称	F A C 4 1 5 2 呉第六突堤
合意対象所在地	広島県呉市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：7棟 約6,600㎡
	工作物：ゴミ置き場等
	附帯施設：－

**【事案内容】**

本件は、標記施設に係る下記の整備について、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

実施項目	形式／構造	規模
庁舎	R C 造 7階建	1棟 約6,100㎡
警衛所	R C 造 平屋建	1棟 約60㎡
待機所	R C 造 平屋建	1棟 約100㎡
倉庫	R C 造 平屋建	2棟 約296㎡
哨舎		2棟 約10㎡
その他（ゴミ置き場等）		一式



## 日米合同委員会合意事案概要

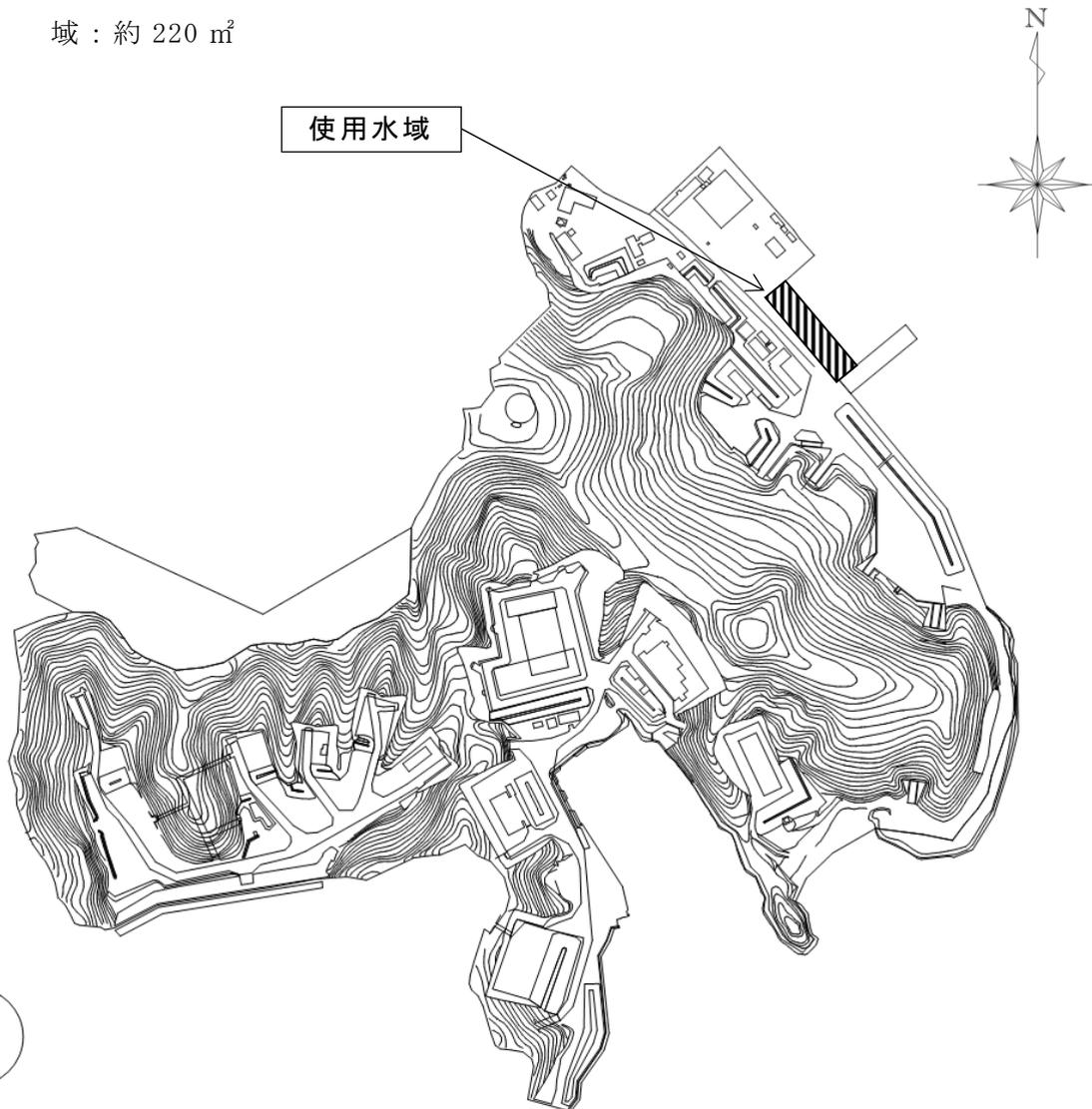
件名	F A C 3 1 1 7 浦郷倉庫地区における護岸の応急修復について
承認年月日	令和7年5月15日
施設・区域名称	F A C 3 1 1 7 浦郷倉庫地区
合意対象所在地	神奈川県横須賀市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：約220㎡
	建物：－
	工作物：－
	附帯施設：－

**【事案内容】**

本件は、F A C 3 1 1 7 浦郷倉庫地区に隣接する水域において、合衆国政府が護岸の応急修復工事を実施することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

水 域：約220㎡



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 0 3 3 木更津飛行場における一部財産の共同使用について
承認年月日	令和7年5月15日
施設・区域名称	F A C 3 0 3 3 木更津飛行場
合意対象所在地	千葉県木更津市
合意対象面積等	土地：約45,000 m <sup>2</sup>
	水域等：－
	建物：－
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連部品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

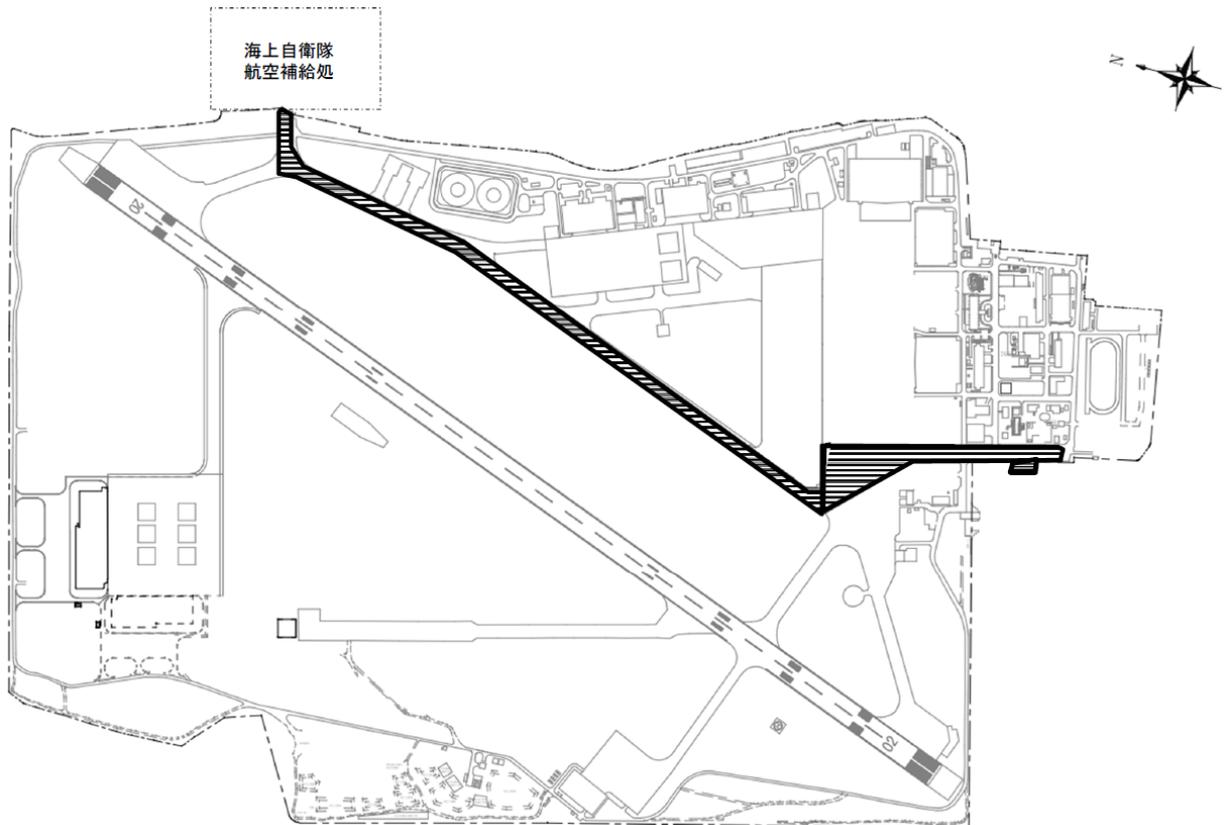
本件は、海上自衛隊が艦船の大型部品の搬出入を行うため、日米地位協定第2条第4項（a）に基づき標記施設の一部財産を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約45,000 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連部品を含む。）

※使用期間：日米合同委員会承認日から5年間、緊急の必要が生じた場合を除き1年につき最大7日間



 共同使用土地・工作物

## 日米合同委員会合意事案概要

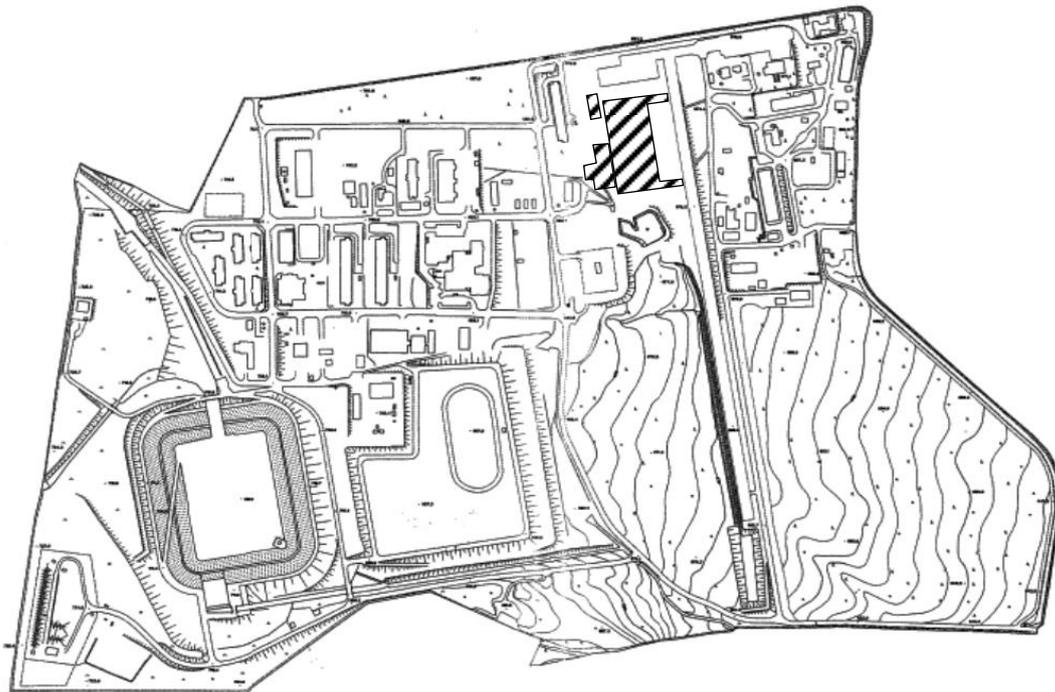
件名	FAC3127 富士宮舎地区の一部財産の共同使用の条件変更について
承認年月日	令和7年5月15日
施設・区域名称	FAC3127 富士宮舎地区
合意対象所在地	静岡県御殿場市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：1棟のうち約630㎡
	工作物：一式（駐機場、誘導路、駐車場）
附帯施設	－

### 【事案内容】

本件は、米軍が陸上自衛隊の施設を航空支援施設として使用するため、標記の一部財産に係る共同使用の条件を変更することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

### 記

建物：1棟のうち約630㎡  
 工作物：一式（駐機場、誘導路、駐車場）



共同使用の条件変更地区

日米合同委員会合意事案概要

件名	硫黄島掃海訓練海面の限定使用について
承認年月日	令和7年5月15日
施設・区域名称	—
合意対象所在地	東京都小笠原村硫黄島沖
合意対象面積等	土地：—
	水域等：約9km <sup>2</sup> （空域を含む。）
	建物：—
	工作物：—
	附帯施設：—

【事案内容】

本件は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練で使用するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある区域として標記施設を新規提供することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

水域：約9km<sup>2</sup>（空域を含む。）

※使用期間：令和7年6月10日から同月22日までの間



硫黄島掃海訓練海面

